

## 次世代へ 水の架け橋 浄化槽 10月1日は浄化槽の日

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。浄化槽の設置を検討している方、すでに浄化槽を使っている方へ大切なお知らせです。

### ■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書(通知書)」を提出する必要があります。

### ■浄化槽の設置補助

公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助(予算上限あり)しています。補助を受けるには、対象地域や建物用途などの要件を満たす必要があります。設置を検討している方は、設置工事前に下水道課へ相談ください。

補助金額	
通常の浄化槽	
5人槽相当	332千円/基
7人槽相当	414千円/基
10人槽相当	548千円/基
高度処理型の浄化槽	
5人槽相当	594千円/基
7人槽相当	686千円/基
10人槽相当	826千円/基

### ■浄化槽の維持管理

浄化槽は維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると、悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、適正管理に努めましょう。

- ①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査(法定検査)  
※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、料金も割引される「らくらく一括契約(らくらく協議会・☎058-276-0306)」という制度もあります。

### ■浄化槽の廃止・撤去

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず許可業者(市ホームページ参照)による最終清掃(定期清掃ではありません)を実施した後、浄化槽を撤去し「浄化槽使用廃止届出書」を提出ください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などへ放棄したりした場合、不法投棄による処罰の対象になります。

### ■単独処理浄化槽をお使いの方へ

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂などの生活雑排水は処理しないため、原則として新設が禁止されており、合併処理浄化槽などへの転換に努めていく時期にあります。単独処理浄化槽を使っている方は、お風呂、トイレ、台所などの水回りのリフォームなどの際には、合併処理浄化槽などへの転換も検討ください。

問 下水道課(内線117)

## 第45回市民ロードレース大会

- 日 時 11月24日(土) ※小雨決行  
▷受け付け開始…午前9時15分  
▷開会式…午前9時45分  
▷競技開始…午前10時15分
- 対 象 市内在住・在勤・在学の方
- 参 加 料 100円(親子の部は1組100円)
- 申込方法 スポーツ振興課と各支所にある申込用紙を11月2日(金)までに提出ください。

コ ー ス 新土岐川橋～土岐津橋間の土岐川両岸堤防道路

- 注 意 ▷ゼッケンは当日配布します。  
▷競技中の事故などは参加者責任とし、主催者は応急手当のみとします。  
▷申し込み後の種目の変更はできません。また、キャンセルによる返金はいりません。  
※10回、20回、30回または40回出場の方には記念品を贈呈します。走破証など証明できるものを添えて申請ください。

問 スポーツ振興課(内線276)

